

「ジクロルボス及びナレド」、「パラチオンメチル」、「フェナミホス」、「アザペロン」及び「フルベンダゾール」の食品安全基本法第24条第2項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定については、食品安全基本法（平成15年法律第48号、以下「法」という。）第11条第1項第3号に該当するものとし、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

「ジクロルボス及びナレド」、「パラチオンメチル」、「フェナミホス」、「アザペロン」及び「フルベンダゾール」については、本制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであるが、今般、評価に必要な資料が収集できたことから、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

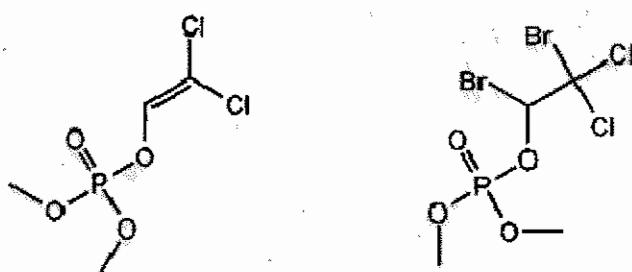
(1) ジクロルボス及びナレド

ジクロルボスは殺虫剤である。農薬としては、平成21年3月現在、にんじん、きゅうり、りんご等に登録がなされている。動物用医薬品としては、国内においては食用動物に対する承認はなされていない。

同様にナレドも殺虫剤であるが、国内において農薬としての登録及び動物用医薬品としての承認はなされていない。

ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準及び海外基準（米国及びオーストラリア）を参考に新たな基準を設定した。その際、分析時にナレドがジクロルボスに分解することを受け、ジクロルボス及びナレドの総和として基準値を設定している。

FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価では、ジクロルボスの許容一日摂取量（ADI）として0.004 mg/kg 体重/日と設定されている。ナレドについての評価はなされていない。



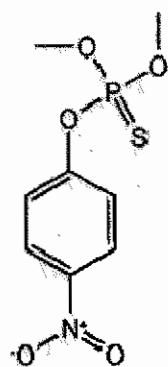
ジクロルボス

ナレド

(2) パラチオンメチル

本薬は殺虫剤である。ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準及び海外基準（オーストラリア、ニュージーランド及びEU）を参考に新たな基準を設定した。

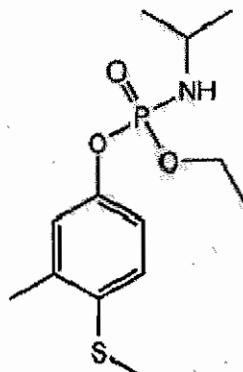
JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量（ADI）として0.003 mg/kg 体重/日と設定されている。



(3) フェナミホス

本薬は殺虫剤である。ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準、海外基準（米国、オーストラリア、ニュージーランド及びEU）及び分析法の定量下限を参考に新たな基準を設定した。

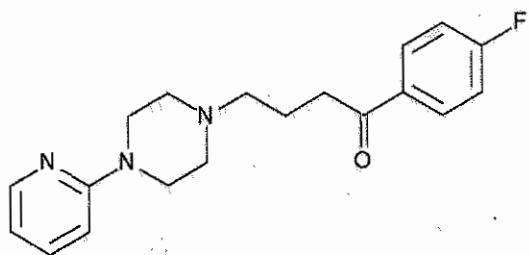
JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量（ADI）として0.0008 mg/kg 体重/日と設定されている。



(4) アザペロン

本薬は鎮静剤である。平成21年3月現在、国内において動物用医薬品としての承認はなされていない。ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準、海外基準（豪州及びEU）並びに薬事法に基づく承認の際に実施された残留試験の検出又は定量限界を参考に新たな基準を設定した。

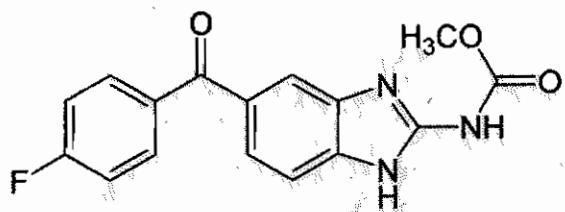
F A O / W H O 合同食品添加物専門家会議（J E C F A）における毒性評価では、許容一日摂取量（ADI）として0.006 mg/kg 体重/日と設定されている。



(5) フルベンダゾール

本薬は寄生虫駆除剤である。平成21年3月現在、国内において牛、豚及び馬に対して使用されている。ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準、海外基準（EU及びNZ）並びに薬事法に基づく承認の際に実施された残留試験の検出又は定量限界を参考に新たな基準を設定した。

JECFAにおける毒性評価では、許容一日摂取量（ADI）として0.012 mg/kg 体重/日と設定されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討する。